

環境問題に取り組んで・現場からのレポート⑦

川辺川ダム反対運動「源流から大海へ」 農家・漁民・市民の連携が清流を守る

つる様子 子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会副代表

■歴史的な利水訴訟判決

五月十六日午後二時すぎ、テレビの画面に「川辺川ダム利水訴訟、原告が逆転勝訴！」のテロップが流れた。どれだけ多くの人がこの日待っていただろう。一緒に頑張ってきた仲間の笑顔が次から次に浮かぶ。

球磨川の上流球磨郡相良村に国が建設を進めている川辺川ダムの利水事業をめぐって、「ダムからの水はいらん」として対象農家四千軒の半分以上が訴えている。川辺川利水訴訟公訴審判決は、原告農家の勝訴が確定し、その三日後の十九日、農水大臣は「上告断念」を正式に表明した。一九九六年の提訴から七年目のことである。

■源流の一滴から始まった運動

川辺川ダム事業は、利水、治水、発電、河川維持を目的として計画された多目的ダムである。球磨川にある既存ダムが環境に与えた影響を知っている流域から反対の声は多く、世論の六割の反対だけでなく、恩恵を受けるハズの水害体験者、

農家の多くが反対している。今回の利水訴訟は、三七六億円という巨額の税金を投入してくれるという農家にとって本来ありがたいはずの事業に、農家が「ダムの水はいらん」と国に対しておこしたもので、「平成の百姓一揆」と称された。これをもって川辺川ダム問題は計画発表より三六年目にして新たな転機を迎えることになった。

川辺川ダム運動は、あの美しい清流を守りたいという個人の思いが原点であった。いくつもの源流が集まって、大きな川となるように、様々な人たちの一滴が小さな流れを作り、支流となって、大きな川を作ってきた。点から線へ、線から面へと広がってきた運動の典型である。その特徴をあげると、それぞれの人もしくはグループがそれぞれ出来ることを、自発的に行い、横の連携を取り、その時その時を乗り切り、輪を広げてきたというところだろう。

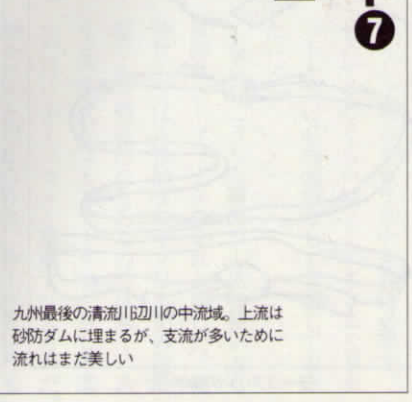
単なる市民運動だけではなく、利水の恩恵を受ける農家、漁業権をもつ球磨川漁協など漁業者、水害体験者、反対運動

はできないけど調査活動や川遊びを通じてかかわる人、地元になくても出来る限りのサポートをしてくれた県外の人たち、党派を超えた議員、専門的に支えてくれる研究者・専門家の連携など、いろんな立場の人が現在の大きな流れを作ってきた。この横の連携と、次から次に対応を迫られる事が起こるたびに、新たな助っ人が現れるという、まさに横軸と時間という縦軸が絡みあいながら広がってきた運動体である。

■九六年ダム審と漁民の戦い

個人個人の小さな活動はあったものの、一番はじめに会として発足したのは、球磨川の中流人吉市における「球磨川・川辺川を未来に手渡す流域郡市民の会（通称、手渡す会）」である。その後、運動が広がるきっかけとなったのは、九六年の利水訴訟開始と当時の建設省がダム見直しのため設置した「ダム審議会」の「川辺川ダム建設は妥当」の答申である。

「利水訴訟原告団」、一人の弁護士による「弁護団」、「川辺川利水訴訟を支



九州最後の清流川辺川の中流域。上流は砂防ダムに埋まるが、支流が多いために流れはまだ美しい



熊本市民が大勢参加したダム建設反対のデモ。01年12月

援する会」などに続き、熊本市で「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会（通称、県民の会）」、球磨川下流の八代市では「美しい球磨川を守る市民の会」が発足し、手渡す会と合わせ、その後の市民運動を引っ張ってきた。国会でのロビー活動、福岡での裁判など全国からのサポートなど、インターネットを駆使した活動も全国的な問題となった大きな力である。

ダム反対団体だけではなく、原石山の採石中止につながった「熊本県クマタカ調査グループ」、日本自然保護協会などのクマタカ調査やいろんな団体が河川、森林の調査に関与してきた。

二つ目の大きな転機は、二〇〇〇年十一月に始まった、本体着工に向けた法的な最後の手続とされる漁業補償の交渉である。それまで球磨川漁協はダム反対の立場を取っていたものの、国には勝てないという思いがあったが、漁業法の勉強をし、「漁業権は漁協ではなく、漁で生活をする漁民一人一人にある」という理論を武器に国と戦う姿勢をとった。その後、球磨川漁協の執行部は多数派工作によりダム推進派で執行部を占められることになるが、ダム反対派は「球磨川・

川辺川を守る漁民有志の会」を結成、その後の運動の主役を担っていった。

〇一年二月二十八日開催された漁協総代会。国土交通省が漁協に示した二六億五千万円という漁業補償案が否決。このニュースは翌日の全国紙の一面を飾った。

■住民のうねりの中での強権発動と環境討論集會開始

有明海の海苔不作騒動が不知火海の漁民たちに火を付けたこともあって、世論はますますダム反対に傾いていった。漁協総代会の前に、熊本市の女性たちがおこしたのが「尺鮎トラスト」運動である。「そんな補償金がほしいなら、私たちが稼いであげる」と、半ば衝動的とも言えるこの企画は、全国から新しい産直運動として注目され、流域の漁師さんたちのげきみになったのである。

また新たな大きな動きは、人吉市及び下流の坂本村で起こった住民投票を求める運動である。「坂本村住民投票の会」「人吉の住民投票を求める会」が相次いで誕生し、それぞれ半分近い署名を集めるものの、議会で否決されてしまう。住民の総意も漁民の権利も無視したまま、〇二年十二月十八日、国土交通省は

前例のない、漁業権も対象にした土地収用法に基づく事業認定裁決申請を行うという強権発動を行ったのである。現在、審理が続行中ではあるが、今回の利水判決が収用委員会に与える影響は大きい。

強制収用裁決申請へと国が準備を進める中、〇一年十一月、民間研究グループ川辺川研究会が「ダムなしでも治水は可能」とする代替案の報告書を発表する。住民から出されたこの代替案は無視できないものとなり、潮谷熊本県知事の提案により「住民討論集會」が開催される。

五月二十四日で七回目を迎えるこの討論集會により、治水の論点や環境の問題点が次第に明らかにされているが、「討論集會の結果が出るまで、本体着工はしない」と国土交通大臣に言わせるほど、大きな意味を持つものとなっている。

また、球磨川河口から一三、四週たところにある荒瀬ダムの五〇年ぶりの水利権更新（〇三年三月三十一日）が、ダム問題への関心をさらに高めた。住民は、ダムが建設後下流や八代海に与えた影響を見てきた証言者である。ダム建設後の水害の増大、ダム放流に伴う振動に堪えてきた下流住民の根強い反対運動もあり、熊本県は、〇二年十二月十日、荒瀬

ダム撤去の英断に踏みきった。全国初のダム撤去として注目を集めた。

今回の利水訴訟の結果を受けてもなお、ダムを造りたい国土交通省は総力戦で次の手を打ってくるに違いない。熊本から発したダム撤去の快挙の上流で、強制収用という時代錯誤的なやり方で進められている川辺川ダム事業の解決まで、住民はいくつもの山を越えなくてはならない。平成九年の改正河川法には、治水・利水の目的の他に環境という視点が採り入れられ、ダムなどの問題も流域住民の意見を聞いて河川整備計画を策定することが義務づけられた。河川行政が大きな転機を迎えている中、球磨川だけを例外扱いとすることは許されない。

川辺川に係わる人は「川辺川は誰のものだ？」と聞くと、例外なく「俺ん川だ！」と返ってくる。身近な川が、本当の意味で、私の川になり、俺の川になり、一緒に大海に注ぐ日が近いことを、川辺川の仲間たちの表情が語っている。川辺川のほとり、おいしい酒を酌み交わしながら、それぞれの川を守る物語を聞いている……そんな日のために、仲間たちは最後の荒瀬を越えようとしている。

尺鮎が育つといわれる理由を科学的に証明するため、日本自然保護協会と共同で鮎の基礎調査を行う

つる・しょうこ 自然観察やフィールド調査を出発点に、川辺川ダムをはじめとする自然保護活動に20年以上かかわる。川辺川ダム問題では、クマタカや河川調査、また漁業者と積極的にかかわることを通じて、自然保護の視点から問題提起を続ける。環境カウンセラー。自然観察指導員熊本県連絡会副会長。本職は薬剤師、今春八代市議会議員に。熊本県八代市在住。子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 ●〒862-0924 熊本県保田窪2-3-57 ☎096-349-8090 FAX096-349-8320 ホームページhttp://kawabe.technology.co.jp/ Eメール=Kawabegawa@aminet.or.jp